

交規第441号
平成23年9月26日

各警察署長 殿

岐阜県警察本部長

夜間休日における駐車許可の取扱要領について（通達）

現在、医師、看護師等による往診や訪問看護等については、用務先を特定し警察署長の駐車許可で対応しているところである。しかしながら、近年においては加速する高齢化社会に伴い在宅療養中の患者や介護等を要する高齢者が増加し、医師や看護師等による緊急の往診や訪問看護等の業務が必要不可欠となっている。

このような情勢を踏まえ、緊急やむを得ない場合の申出に係る駐車許可に対応するため、夜間休日における駐車許可事務を、下記のとおり取り扱うこととしたので周知徹底し、適正な対応に努められたい。

記

1 対象者

医師、歯科医師、助産師、看護師、准看護師、保健師、柔道整復師、鍼灸師等による往診若しくは訪問看護又はヘルパー、介護福祉士等による訪問介護の業務に従事する者で、かつ、駐車許可証の交付を受けている者

2 受理の方法等

(1) 夜間休日の執務時間外において駐車許可の受理を行うものとする。

(2) 電話又はFAXで申請があった場合は、下記のとおり受理する。

ア 駐車許可証の有無を確認した上で、同許可証中段に記載の許可番号を聴取する。

イ 警察署に保管してある駐車許可証申請書控えにて、許可証の整合について確認する。

ウ 「夜間休日における駐車許可受理簿」の記載内容に従い「月日」「駐車許可証交付番号」「駐車月日」「駐車時間」「申請者」「車両運転者」「連絡先」等を聴取して記載する。

エ 受理簿への登載を完了したならば「受理番号」を申請者に伝える。

オ 申請者には、「受理番号」「訪問先」を用紙に自筆して、駐車許可証とともにダッシュボード上の車外から見える場所に掲出するよう電話で伝える。

3 申請者に対する指示事項

- (1) 駐停車禁止場所及び法定駐車禁止場所に駐車しないこと。
 - (2) 駐車の際は、既に交付されている駐車許可証とともに「受理番号」及び「訪問先」を記載した書面をダッシュボード上の外部から見やすい場所に掲出するとともに、駐車許可証の条件を遵守すること
 - (3) 今後も申請場所で継続的に駐車する場合は、後日「訪問先、駐車場所及び付近見取り図」を交通課へ提出するよう指示すること。
- 4 実施日
平成23年10月1日